

名古屋市公報	令和元年 7月31日 第13号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第14号)	5
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第15号)	9
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第16号)	11
○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第17号)	13
告 示		
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課) (第178号)	14
○ 指定地域密着型介護老人福祉施設の辞退	(健福・介護保険課) (第179号)	15
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第180号)	16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第181号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第182号)	20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第183号)	22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止	(健福・保護課) (第184号)	24
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第185号)	26
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第186号)	27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第187号)	28
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第188号)	30
○ 建築協定への加入	(住都・建築指導課) (第189号)	32

病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正	(第15号)	33
○ 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正	(第16号)	34
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	35
雑 報		
○ 名古屋市人事委員会の人事異動	(人事・審査課)	38
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	39
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	40

規 則 の あ ら ま し

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第14号）
 - 1 改正内容

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）関係法令の改正に伴い、規定の整備を行います。（附則第23項、附則第24項及び別表第 1関係）
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 管理職手当規則の一部を改正する規則（第15号）
 - 1 改正内容

平成31年度から新設する管理又は監督の地位にある職員の職の管理職手当の額について、規定の整備を行います。（附則第 6項及び附則第 7項関係）
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第16号）
 - 1 改正内容

期末手当及び勤勉手当に係る管理職加算について、規定の整理を行います。（第15条の 2関係）
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則（第17号）
 - 1 改正内容
 - (1) 小学校に勤務する再任用の校長に支給する義務教育等教員特別手当の額について、規定の整備を行います。（第 3条関係）
 - (2) その他規定の整理を行います。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年 7 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第14号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 3 項を附則第 2 項とする。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 3 項とし、同項の前に見出しとして「（障害補償年金前払一時金）」を付し、附則第 5 項を附則第 4 項とする。

附則第 6 項ただし書中「附則第 4 項ただし書」を「附則第 3 項ただし書」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則第 7 項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項本文」を「附則第 3 項本文」に改め、同項第 1 号中「附則第 4 項ただし書」を「附則第 3 項ただし書」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 9 項を附則第 8 項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第 9 項とし、同項の前に見出し

として「（遺族補償年金前払一時金）」を付し、附則第11項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とする。

附則第13項ただし書中「附則第10項ただし書」を「附則第9項ただし書」に改め、同項を附則第12項とし、附則第14項を附則第13項とする。

附則第15項中「附則第10項本文」を「附則第9項本文」に、「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項第1号中「附則第10項ただし書」を「附則第9項ただし書」に改め、同項を附則第14項とし、附則第16項を附則第15項とする。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第16項とし、同項の前に見出しとして「（他の法令による給付との調整）」を付し、附則第18項を附則第17項とし、附則第19項から附則第21項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第22項中「附則第17項及び第19項」を「附則第16項及び第18項」に改め、同項を附則第21項とし、附則第23項を附則第22項とし、附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）

23 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下「補償等」という。）のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（年金たる補償並びに第21条第1項の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下「年金たる補償等」という。）にあっては、条例第16条において例によることとされる法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあっては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）

(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額
(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)

(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額

ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として省令第52条第1項第3号の規定により総務大臣が定める率(以下「総務大臣が定める率」という。)を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から前号に掲げる額を控除して得た額(その額が0を下回る場合には、0とする。)に、同号に掲げる額が支給された日を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額

24 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第1第7項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

2 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則(平成26年名古屋市規則第57号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第２項中「施行日以後」を「平成18年７月20日（以下「基準日」という。）以後」に、「施行日前」を「基準日前」に改める。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第15号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職にある職員に支給する管理職手当の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、当該各号に定める額とする。

(1) 主幹（生活安全対策に係る連絡調整）及び主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 100,000 円

(2) 小学校の校長（行政職等給料表の職務の級 8 級にある者に限る。）
71,000円

附則に次の 1 項を加える。

7 前項第 2 号に掲げる職にある職員に支給する管理職手当の額は、第 3 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、平成31年 4 月 1 日から令和元年 7 月 31 日までの間、81,775円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当規則の規定（附則第 6 項第 1 号の規定を除く。）は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第16号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

第 1 条 期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の 2 第 6 項第 2 号中「属する職」の次に「又は同規則附則第 5 項第 1 号に定める職」を加え、同項第 7 号及び第 8 号中「附則第 5 項」を「附則第 5 項第 2 号」に改める。

第 2 条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の 2 第 6 項第 4 号中「属する職」の次に「又は同規則附則第 5 項第 2 号に定める職」を加え、同項第 7 号及び第 8 号中「附則第 5 項第 2 号」を「附則第 5 項第 3 号」に改める。

第 3 条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の 2 第 6 項第 4 号中「附則第 5 項第 2 号」の次に「若しくは第 6 項第 2 号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則の規定は平成22年 4 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則の規定は平成25年 4 月 1 日から、第 3 条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則の規定は平成31年 4 月 1 日から適用する。

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 26 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第17号

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当規則（昭和51年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「3,800円（」の次に「小学校に勤務する校長にあっては6,400円、」を加え、「、2,600円」を「2,600円」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当規則第3条第2項第1号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

名古屋市告示第 178号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 長寿の里	香流川翔裕園	名古屋市名東区 香流一丁目 101 番地	令和元年 7月 1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人 長寿の里	香流川翔裕園	名古屋市名東区 香流一丁目 101 番地	令和元年 7月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 179号

指定地域密着型介護老人福祉施設の辞退

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 8の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の辞退がありました。

令和元年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 高針福祉会	地域密着型特 別養護老人ホ ーム香流川	名古屋市名東区 香流一丁目 101 番地	令和元年 6月30日	地域密着型介護老 人福祉施設入居者 生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 180号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 高針福祉会	グループホーム香流川	名古屋市名東区 香流一丁目 101 番地	令和元年 6月30日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 181号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
眼科クリニック大 久手	名古屋市千種区今池三丁目16番12 号	令和元年 5月 1日
リリークリニック	名古屋市西区浅間一丁目 1番 4号	平成31年 4月 1日
アイリスクリニッ ク	名古屋市西区名駅二丁目34番20号	令和元年 5月 1日
もりかわクリニッ ク	名古屋市中川区荒子町字大門西47 番地	平成31年 4月 1日
くさまみなとクリ ニッ ク	名古屋市港区油屋町 3丁目 5番地 の 2	令和元年 5月14日
安田整形外科	名古屋市緑区篠の風二丁目 417番 地	令和元年 6月 1日

まえはら耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	令和元年 5月 1日
-----------	--------------------	------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
わしの歯科クリニック	名古屋市昭和区川名山町 1丁目88番地	令和元年 6月 3日
かなざわ歯科	名古屋市南区豊三丁目29番 9号	平成31年 4月 1日
あかほり歯科医院	名古屋市守山区喜多山二丁目 2番4号	平成31年 4月 1日
うえだ東歯科クリニック	名古屋市天白区植田東二丁目1618番地	令和元年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
たかみ調剤薬局	名古屋市千種区高見一丁目 1番11号	令和元年 5月 1日
調剤薬局 a m a n o 栄大津通店	名古屋市中区栄三丁目 7番12号	令和元年 5月 1日
アクロス小幡薬局	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号	令和元年 6月 1日
クリエイト薬局名古屋藤が丘駅前店	名古屋市名東区藤が丘 142番地の1	令和元年 6月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

訪問看護ステーション和快	名古屋市西区江向町 3丁目 7番地	令和元年 5月 7日
医療法人財団善常会グリーン訪問看護けろっと	名古屋市中川区荒江町 7番10号	令和元年 5月 1日
ナースステーションはな華	名古屋市緑区大高町字一色山31番地の 3	平成31年 4月 25日
訪問看護ステーションあやめ名古屋天白	名古屋市天白区池場三丁目1216番地	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 182号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人鉄隻会奥村胃腸科外科
	新	医療法人鉄隻会令和なかむらハートクリニック
所 在 地	名古屋市中村区太閤通 6丁目32番地	
変 更 年 月 日	令和元年 6月 1日	

医 療 機 関 名	旧	いけや皮フ科クリニック
	新	おばた駅皮フ科クリニック
所 在 地	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号	
変 更 年 月 日	令和元年 5月 7日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	かわな訪問看護ステーション
-----------	---------------

所在地	旧	名古屋市昭和区花見通 1丁目17番地
	新	名古屋市昭和区山花町62番地の 1
変更年月日	平成31年 4月22日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 183号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
リリークリニック	名古屋西区浅間一丁目 1番 4号	平成31年 4月 1日
吉川内科小児科	名古屋市中村区森末町 3丁目 1番地	平成31年 4月15日
医療法人ひさご糖 研会きとう内科	名古屋市中村区乾出町 2丁目35番地	平成31年 3月31日
高畑クリニック	名古屋市中川区篠原橋通 3丁目58番 地の 1	令和元年 5月 1日
安藤医院	名古屋市中川区荒子町字大門西46番 地	平成31年 4月 1日

児玉内科	名古屋市中川区助光一丁目 708番地	令和元年 5月 7日
まえはら耳鼻咽喉科	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	令和元年 5月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
植田駅前歯科	名古屋市天白区植田南二丁目 210番地	令和元年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡邊薬局	名古屋市緑区ほら貝二丁目 242番地	令和元年 5月 1日
マイスター薬局いだか店	名古屋市名東区極楽二丁目19番地	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 184号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
近藤耳鼻咽喉科	名古屋市西区香呑町 6丁目51番地の 2	平成31年 4月25日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
いとう歯科	名古屋市中村区乾出町 2丁目29番地	令和元年 6月 1日
すがファミリー歯科	名古屋市名東区香流一丁目1109番地	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 185号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
マイスター薬局い だか店	名古屋市名東区極楽二丁目19番地	令和元年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 186号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
かなざわ歯科	名古屋市南区豊三丁目29番 9号	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 187号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
G A R O鍼灸マッサ ージ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32 番地の 1	令和元年 5月16日
大村 和司		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

G A R O鍼灸マッ ーシ施術所	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32 番地の 1	令和元年 5月16日
大村 和司		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
長谷川接骨院	名古屋市中川区開平町 2丁目10番 地	平成31年 4月 1日
長谷川 裕樹		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 188号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 7月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成31年 4月19日 31指令住開指第18号	名古屋市守山区喜多山 南 407番外 1筆	名古屋市緑区竈山二丁目 1225番地 ニッカホーム株式会社 代表取締役 西田裕久
平成30年11月15日 30指令住開指第 159号	名古屋市緑区黒沢台三 丁目1501番 3	名古屋市中区錦二丁目 9 番29号 株式会社大京名古屋支店 支店長 佐藤一巳
平成30年 6月12日 30指令住開指第56号	名古屋市千種区東明町 7丁目24番	名古屋市千種区東明町 4 丁目13番地ファミリーコ ート東山 S 304 山田泰一郎

平成31年 1月28日 30指令住開指第 214号	名古屋市守山区瀬古東 一丁目 603番外 6筆	大阪府東大阪市小阪本町 一丁目 2番17号ライフ小 阪ビル 1F 株式会社ライフハウジン グサービス 代表取締役 巽 健
平成31年 4月19日 31指令住開指第 9号	名古屋市中川区富田町 大字千音寺字間渡里 2795番	東京都西東京市東伏見三 丁目 6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕
平成29年11月20日 29指令住開指第 169号	(第 2工区) 名古屋市名東区梅森坂 一丁目1107番 1外 4筆	愛知県みよし市三好丘一 丁目 2番地 1 株式会社トーヨーホーム 代表取締役 林 喜彦
平成30年 7月20日 30指令住開指第84号	名古屋市中川区戸田一 丁目1201番外 2筆	名古屋市中川区戸田一丁 目1201番地 株式会社中川メディカル 代表取締役 石川泰成

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第189号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告します。

また、同法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和元年7月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

みどりヶ丘北地域建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝二丁目35番1	令和元年6月14日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市病院局管理規程第15号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7月22日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「産婦人科」を「第一産婦人科、第二産婦人科」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 8月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第16号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7月22日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「脳神経外科」を「第一脳神経外科、第二脳神経外科」に改める。

附 則

この規程は、令和元年 8月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 7月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルディング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)トゥモローランド	代表取締役 佐々木 啓之	東京都渋谷区恵比寿西一丁目32番18号	—	—	—	平成31年3月24日
2	(株)J S. WORKS	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号	—	—	—	平成30年3月31日
3	(株)ジュン	代表取締役 佐々木 進	東京都港区南青山二丁目 2番 3号	—	—	—	平成30年3月31日
4	フォーティファイブ・アールピーエムスタジオ(株)	代表取締役 高橋 慎志	東京都港区南青山七丁目 2番 1号	—	—	—	平成30年9月30日

5	(株)パブリックデザイン	代表取締役 藤沼 祐介	静岡県三島市一番町2番18号	—	—	—	平成31年1月31日
6	—	—	—	タンゴヤ(株)	代表取締役 田城 弘志	大阪市中央区淡路町三丁目5番1号	平成31年3月25日
7	—	—	—	デサントジャパン(株)	代表取締役 三井 久	大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番3号	平成30年8月1日
8	—	—	—	(株)ファイブ・フォックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	平成30年4月1日
9	—	—	—	プリモ・ジャパン(株)	代表取締役 澤野 直樹	東京都中央区銀座3丁目15番10号	平成30年10月1日
10	—	—	—	(株)石見銀山生活文化研究所	代表取締役 松場 登美	島根県大田市大森町ハ183番地	平成31年3月1日
11	マドラスフアッション(株)	代表取締役 岩田 栄七	名古屋市中区栄二丁目15番6号	レデイマドラス(株)	変更なし	変更なし	平成30年5月21日
12	エノテカ(株)	代表取締役 櫻井 裕之	東京都港区南麻布五丁目14番15号	変更なし	代表取締役 黒木 誠也	変更なし	平成31年3月15日
13	(株)ルック	代表取締役 多田 和洋	東京都目黒区中目黒二丁目7番7号	変更なし	代表取締役 澁谷 治男	変更なし	平成30年1月1日
14	(株)中川政七商店	代表取締役 中川 淳	奈良県奈良市東九条町1112番1号	変更なし	代表取締役 千石 あや	変更なし	平成30年3月1日
15	(株)ファミリーマート	代表取締役 澤田 貴司	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	変更なし	変更なし	東京都港区芝浦三丁目1番21号	平成31年2月12日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 5までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 6からNo.10までの小売業者については、入店のため
- (3) No.11の小売業者については、名称の変更のため
- (4) No.12からNo.14までの小売業者については、代表者の変更のため
- (5) No.15の小売業者については、住所の変更のため

5 届出の日

令和元年 6月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年 7月23日から同年11月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和元年11月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市人事委員会の人事異動

市橋 克哉委員は、令和元年 7月22日選任された。

細井 土夫委員長は、令和元年 7月22日選挙された。

西部 啓一委員は、令和元年 7月22日委員長の職務を代理するものとして指定された。

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年 7 月23日懲戒処分に付した。

令和元年 7月23日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校校長	減給10分の 1 2月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 2号
市立学校校長	減給10分の 1 2月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 2号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年 7 月23日懲戒処分に付した。

令和元年 7月23日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教頭	減給10分の 1 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号